

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>二番地先から同市児玉町上真下字            辻ノ西四九〇番一地先まで</p>	<p>本庄市児玉町上真下字辻ノ西四九</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・一八</p>	<p>一二・一八</p>	<p>敷地の幅員            (メートル)</p>
<p>一二・〇三</p>	<p>一〇・一〇</p>	<p>延長            (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。</p>		<p>備 考</p>